

Title	瀧川政次郎著『日本辯護士前史公事宿の研究』： 公事宿編述「秘下會」の紹介
Sub Title	Masajiro Takigawa : The role of "kujiyado" in the Japanese feudal period as the predecessor of the modern bar : with the original text of Hikae (forms of documents for various legal proceedings) compiled by kujiyado
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.5 (1960. 5) ,p.65- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600515-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

瀧川政次郎著

『日本辯護士
前史 公事宿の研究』

—— 公事宿編述「秘下會」の紹介 ——

一 明治維新以後、ヨーロッパ法の繼受にともない、辯護士制度もまた移入されたが、それに先立つ徳川時代にも、公事師、公事宿なるものがあつて、それらが全體においてイギリスのソリシターに該當する業務を營んでいたことは、一般にもかなり知られている史實であろう。しかるに、それに關するまとまつた研究は、數年前まで、奥平昌洪氏が大正三年に出版された「日本辯護士史」中の記述をのぞいては、ほとんど皆無であつた。ところが、奥平氏は専門の法制史家ではなかつたため、殘念ながら徳川時代法制一般の知識の缺如がめだち、公事師、公事宿に關するその記述は、かならずしも信をおきえない點が多かつた。例えば民間にもくつている非公認の公事師と、幕府に冥加金を納めて公認された公事宿の公事師とを區別せず、前者の資料のみによつて徳川時代の公事師、公事宿全般を

説明し、それらがすべて犯罪性をおびた職業であり、世人から蛇蝎視されていたと結論されているがごとき（同書・一三頁）、その論説には、致命的缺陷をもふくんでいたのである。にもかかわらず、同書の記述は、他に専門史家の勞作がないため、その後出版された多くの辯護士史關係の著書にも利用され（例えば日本辯護士會編「辯護士史」・昭和一四年刊、大阪辯護士會編「大阪辯護士史稿」・昭和一二年刊など）、また最近には、アメリカ人による日本辯護士史の論考にもそのままひきつがれている狀況であつた（R・ラビノウィツ「日本辯護士の史的發達」・アメリカカーナ・一九五七年三月號）。近時、徳川時代法制史の研究はかなり活潑におこなわれているにもかかわらず、日本辯護士前史というべき公事師、公事宿の研究が放置されてきたのは、法制史家の大きな怠慢であつたといわねばならない。

そうした狀況を遺憾とされた瀧川政次郎博士は、昭和二十六年、日本辯護士連合會の機關誌「自由と正義」に「公事師と公事宿」と題する一文を公にされ（第二卷二號）、法制史家としてはじめて同問題に關する素描を試みられたのであつた。その後數年、博士のたゆまぬ努力は、さらに多くの史料を探索され、今般、「日本辯護士前史・公事宿の研究」（早稲田大學比較法研究所紀要第八號）として出版されたのである。待望久しき徳川時代の公事師、公事宿に關

する本格的研究がはじめて現われたのであり、法制史學界において寔に貴重な收穫といわなければならぬ。

二 本書は、前中後の三編から成り、前編では、徳川時代の公事師、公事宿の概説が行われ、中、後の兩編は、博士が數年前に發見された大阪地方公事宿の記録「秘^{ヒカ}下會」(「控」の意味)の解題と覆刻に當てられている。

まず博士は「公事師」という名稱を考證され、「公事」は徳川時代では「訴訟」の意味であり、「師」は或る職業に従事する者を指し、その職業は大體にいかかわしい渡世で、娘師、箱師の部類に、公事師も屬していたとされる。そして公事師が關係した訴訟は「出入物」(大體において民事訴訟)であり、「吟味物」(大體において刑事訴訟)には原則として無關係であつたとされる。

訴訟する者にたのまれ、告訴の仕方を教え、また訴訟文書の作り方を教授する公事師は、徳川時代の初期から存在したが、後に幕府の禁するところとなつたので、かれらの中で旅籠屋を兼業している者だけが禁止の眼をのがれ、またそうでない者の多くは、そうした旅籠屋の下代となつた。旅籠屋の主人は止宿人の假の家主であり、公事訴訟のために出府した百姓の差添として奉行所に出頭する。訴訟人を専門に泊める旅籠屋(公事宿)の主人は、本来の公事師であるから、訴訟事務に明かるいので、書類の作成その他の點で、訴訟

人を援助したのである。そうした慣習を、幕府は默認せざるをえなくなり、徳川中期以降になると、遂には公認の姿になり、冥加(營業税)を徴し、渡世株(營業權)をみとめるに至つた。もちろん、世間の一部にはもぐりの公事師もいた。このような事情を、博士は大衆小説を讀むがごとき平易な表現に托して明解に述べられ、もぐりの公事師と公事宿の公事師とは、はつきり區別すべきことを力説されるのである。

三 つづいて公事師に關する明曆以降の禁令數種、および公事宿に關する貞享以前からの法令を多數あげて解説されているが、徳川時代の多數の法令關係文書から、これだけの資料を検索された博士の努力は、並々ならぬものがあつたにちがいない。

次に、馬喰町に集まつていた公事宿に關する古川柳約五十をあげ、一つ一つくわしい説明を加えられている。この部分は、單に古川柳の研究としてみても、きわめて有益な多くの考證をふくんでいる。古川柳の解釋でも、ものによつては徳川時代法制に關する該博な知識なしには到底なしえない事實を、切實に痛感せしめられる一節である。

さらに、江戸、大阪の公事宿の狀況、生態および實際の活動狀況が、各種の資料にもとづき、精細に描かれているが、このあたりは博士の輕妙な筆致がますますさえ、當時における民事訴訟の實態

を、生々しくわれわれに傳えてくれる。とかく法律制度の説明は、單に法令の條文を通じて概念的な記述にながれやすいが、これほどまでに現實感をともなつた解説は、徳川時代の訴訟制度の研究として、おそらく空前のものではなからうか。

前編の最後に、博士は公事宿制度が発生した原因として、當時の訴訟制度が複雑であつたことを指摘され、さらに一數ある江戸時代の公事宿には、眞實に公事人のための思い、親切に訴訟の世話をした賞讃すべき公事宿も決して少くはなかつたと思う。……當代の公事師、公事宿には、惡辣な手段を弄する憎むべき人間がたくさんいたであろうが、それを以て彼等の全部を律することは、今日少數の惡徳辯護士を以て、辯護士全體を律するのと同様に、甚だ間違つた考へではないかと思う」(七六頁) と結ばれているが、寔に公平な史家の結論というべきであらう。

四 中編は、あらたに大阪で博士が探訪された記録「秘下會」の成立年代、編者の居住した瓜破村の裁判官轉、庄屋名主の司法事務、また同記録の經濟史的意義などを解説されたものである。博士によると、同記録は、天保十四年以後、嘉永四年までの間に、大阪公事宿の主人が、その定得意とする大阪町奉行所管内の名主庄屋の要望に答えて、そこで行われる司法事務に關する書類の雛形を書きあたえたものであるとしておられる。下編は、詳しい博士の註解を

附した同記録の覆刻であるが、珍重すべき徳川時代民事訴訟の實證的研究資料として、將來、多くの史家によつて活用されるものであらう。

私は、本書が單に法律學の専門家のみならず、徳川時代の歴史に多少とも興味を有する人々に、廣く讀まれることを切望して止まない(早稻田大學比較法研究所刊・定價三〇〇圓)

(手塚 豐)

Hans von Hentig:

Zur Psychologie der Einzeldelikte III

Der Betrug, S. 221. (1957)

J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen

ハンス・V・ヘンティッヒ著

諸犯罪の心理學(III) 詐欺

I V・ヘンティッヒが學界の第一線から退いて、南ドイツのテュッ地方に在つて、いささかも衰えることを知らない健筆をふるつておられることについては、よく知られているところである。次々に發表せられた作品につき、筆者はできるだけこれを紹介すること